中電環境テクノス株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と情報の公表について

２０２０年４月１日施行の「改正女性活躍推進法」にもとづき、当社の「一般事業主行動計画」および「女性の活躍推進に係る情報」を策定し、以下のとおり公表いたします。

一般事業主行動計画

１．計画期間

２０２１年４月１日 ～ ２０２６年３月３１日　（５年間）

２．当社の課題

（１）女性管理職（課長級）がいない。女性管理職の候補者となる女性の割合を高める必要がある。

（２）女性の育児休職取得は高い水準にあるが、男性の育児休職取得者が少ない。

３．目　標

目標１：職場のリーダー（副長相当以上）に占める女性労働者の割合を８％以上にする。

目標２：女性労働者の育児休職取得率・取得日数を維持しつつ、男性労働者の育児休職取得率を５％以上・平均取得日数を１４日（２週間）以上とする。

４．取組み内容と実施時期

２０２１年４月～

目標１．育成

○女性・管理者をはじめとする社員の意識改革に向けた研修を実施する。

○性別・年齢にかかわりなく、社員に対し、部門間異動も積極的に行い、様々な業務にチャレンジする機会を与え、成長機会の拡大を図る。

○管理者に対し、指導・育成力の向上を目的とした研修を実施する。

目標２．仕事と生活の調和

○育児・介護休業法の各種制度と、自社の規程を踏まえた休職制度の利用方法について手引きを作成し、安心して取得できる仕組みづくりをする。

女性の活躍推進に係る情報

(2025.3.31.現在)

○副長級以上に占める女性労働者の割合：９．２％

○育児休職を取得した女性労働者・男性労働者の割合（一人あたりの平均取得日数）

	男性		女性	
	事務職	技術職	事務職	技術職
2024 年度	５０．０％ （１５２日）	５０．０％ （ ６８日 ）	本人が出産した 労働者なし	１００．０％ （ ３０８日 ）
５年平均	６６．７％ （１５６日）	２２．５％ （７３日）	１００．０％ （３４５日）	１００．０％ （ ３０８日 ）

○男女の賃金の差異（対象年度：２０２４事業年度　2024 年４月から 2025 年３月まで）

＊男性の賃金に対する女性の賃金の割合（勤務形態に応じた諸手当含む）

（全労働者）８８．５％　　（正社員）８６．０％　（パート・有期社員）７１．７％